

◆第1階層	農林水産省発行 令和5年度食料・農業・農村白書 階層はレベル2です。 食料・農業・農村白書は、食料・農業・農村基本法に基づき、政府が毎年、国会に報告するものです。令和5年度の白書は、令和6年5月31日に閣議決定され、国会に提出されました。 この録音は、食料・農業・農村白書を紹介することを通じて、食料・農業・農村の動向や、農政の取組について、皆さんに理解を深めていただくという趣旨で作成したものです。 白書本体はおよそ410ページであり、内容も幅広い分野にわたっています。ここでは、主要な事項を中心に編集したものを紹介します。
◆第1階層	【目次】 令和5年度の白書の構成は、特集として、食料・農業・農村基本法の見直しについて紹介した後、トピックスを7つ紹介します。そして、第1章から順に、食料の章、環境の章、農業の章、農村の章、災害の章となっています。 それでは、目次を紹介します。 タイトル 1ページ 目次 2ページ 特集 食料・農業・農村基本法の検証・見直し 3ページ トピックス 1 食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進 4ページ トピックス 2 「物流 2024 年問題」への対応を推進 5ページ トピックス 3 農林水産物・食品の輸出を促進 6ページ トピックス 4 農業分野におけるカーボン・クレジットの取組拡大を推進 7ページ トピックス 5 スマート農業技術の導入による生産性の高い農業を推進 8ページ トピックス 6 農業と福祉の課題を解決する「農福連携」を推進 9ページ トピックス 7 令和6年能登半島地震への対応を推進 10ページ 第1章 食料安全保障の確保 11ページ 第2章 環境と調和のとれた食料システムの確立 12ページ 第3章 農業の持続的な発展 13ページ 第4章 農村の振興 14ページ 第5章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等 15ページ 以上です。

◆第1階層	【特集】 A：それでは、特集である「食料・農業・農村基本法の検証・見直し」から始めます。 食料・農業・農村基本法については、これから先では、基本法とします。 基本法は、食料・農業・農村政策の基本理念や、基本的な施策の方向を示すもので、1999年に制定されました。 制定から四半世紀が経過する中、制定当時には想定していなかった、又は想定を超えた情勢の変化や課題に直面しています。 B：具体的にはどのような情勢の変化や課題に直面しているのでしょうか。
◆第2階層 状況の変化と 新たな課題	A：大きく3点の課題が挙げられます。 A：一つずつその課題を深掘していきましょう。 A：まず1点目は、世界的な人口増加に伴い、他の食料輸入国との食料の争奪が激しくなっていることや気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスクの高まりです。 B：具体的に、どのようなことが起こっているのでしょうか。 A：近年、新型コロナウイルス感染症のまん延、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争等による複合的リスクが顕在化している中、ロシアによるウクライナ侵略等により、黒海経由の穀物輸出の停滞、国際的な小麦相場や肥料原料価格の高騰といった世界の食料供給が一層不安定化しています。地政学的なリスクの高まりが世界の食料供給や国内外の物流に大きな影響を及ぼすことが改めて確認されており、地政学的な情勢の不安定化は、輸入依存度の高い我が国の食料供給に深刻な影響を及ぼす可能性があります。 B：人口増加や、気候変動、国際情勢が食料安全保障上のリスクに影響を及ぼしているようですね。 A：加えて、世界的には中国やインドなど新興国の経済が急成長し、穀物や肥料、飼料など、輸入に大きく依存している作物、資材等の調達競争が激化しています。

	B：日本は農産物をどのような国から輸入しているのですか？ A：2023 年の日本の農産物輸入額を国別に見ると、米国が最も高く、次いで、中国、オーストラリア、ブラジル、タイ、カナダの順で続いており、上位 6 か国が占める輸入割合が 6 割程度となっています。 B：主要農産物の輸入構造は、少数の特定国への依存度が高くなっていますね。 A：続いて 2 点目は、地球温暖化や生物多様性といった環境等の持続可能性に配慮した取組への関心の高まりです。地球環境の保全や貧困問題の解消といった持続的な社会・経済の形成に向けた国際的な議論が進み、そのような議論の動向が農業や食品産業のあり方にも大きな影響を及ぼすようになっていきます。 B：具体的にどのような取組が求められているのでしょうか。 A：農業分野では、世界の農業・林業・その他土地利用由来の温室効果ガス排出量は、排出量全体の約 2 割を占めることから、温室効果ガスの排出削減や、土壌・水資源の保全等が求められています。 また、農業が環境に負の影響を与え、持続可能性を損なう側面があることへの関心が高まる中で、食料供給が地力の維持や自然景観の保全等の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくことが重要であるという考え方が国際的に浸透しています。」 B：日本はこうした国際的な議論にどのように対応していますか。 A：食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、2021 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組を推進しています。さらに、2022 年には、「みどりの食料システム法」が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められています。 B：環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業を主流化していくことが求められていますね。
--	---

◆第2階層 食料・農業・	A：3点目は、国内の人口減少に先駆けて農村人口が急減する中で、農業者の急減等による食料供給を支える力への懸念の高まりです。 B：国内の人口は減少傾向にあり、高齢化も進んでいますね。 A：ふだん仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者の数は、2000年の約240万人から2023年には約116万人と半減し、その年齢構成は70歳以上の人たちが全体の約6割を占めています。20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される60歳未満の人たちは、全体の約2割の24万人程度にとどまっています。 B：人口が減る中で、食料の安定供給を担う農業経営体の育成・確保が重要になりますね。 A：農業者が大幅に減少することが予想される中で、今日よりも相当程度少ない農業経営体で国内の食料供給を担う必要が生じています。今後、離農者の農地の受け皿となる経営体や付加価値の向上を目指す経営体が食料供給を担うことが想定されることから、こうした経営体への農地の集積・集約化に加え、昨今普及しつつあるスマート農業技術や新品種を活用し、生産性を重視する農業経営が必要となっています。 B：農村人口が減ることで、地域コミュニティの維持などにも影響を及ぼしそうですね。 A：農村でも人口減少が特に著しい地域では、集落の存続が危惧されています。これまで集落の共同活動により支えられてきた農業用用水路や農地の保全など、農業生産活動の継続が懸念される状況となっています。 B：各地域では、それぞれが置かれた状況に応じて、地域農業を維持する方策を考える必要がありますね。 A：農村に一定の住民がいることを前提にこれまで地域で支えてきた用排水路や農道といった末端の農業インフラの保全管理等への対応を考える必要があります。 B：3つの大きな課題に対して、どのような検討が行われたのでしょうか。
-------------------------	--

農村基本法の検証のプロセス	A : 2022 年 9 月から、食料・農業・農村政策審議会で議論が行われ、2023 年 5 月に同審議会の考え方を中間とりまとめとして公表し、その後、地方意見交換会や国民からの意見・要望の募集を経て、同年 9 月に答申が取りまとめられました。また、同年 6 月には、内閣総理大臣を本部長とする「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定し、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立といった新たな三つの柱に基づく政策の方向性を明らかにしました。そして、同年 12 月には、同本部において、基本法の改正の方向性を決定するとともに、現行基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について取りまとめました。 A : 特集の紹介は、以上となります。 B : ありがとうございました。 (少し間を空けて)
◆第 1 階層 トピックス	A : 特集の次は、トピックスについて紹介します。令和 5 年度白書のトピックスは 7 つのテーマを選定していますので、一つずつ紹介していきます。 B : よろしくお願いします。
◆第 1 階層 トピックス 1 : 「食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進」	A : まず、トピックス 1 の「食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進」について紹介します。 B : 世界の食料需給をめぐっては、気候変動による穀物価格の高騰や、世界的な食料需要の拡大に伴う供給の不安定化などリスクが高まっていますね。 A : 食料や生産資材について過度な輸入依存度を低減していくため、小麦や大豆、飼料作物といった海外依存度の高い品目の生産拡大を推進するとともに、生産資材の国内代替転換を推進するなどの構造転換を進めていくことが重要です。 B : 農林水産物や生産資材を過度に輸入に依存する構造を変えていく必要があるんですね。その他には、どのような取組が必要でしょうか。

◆第1階層 トピックス2： 「『物流 2024年問 題』への対応 を推進」	A：耕地利用率や農地集積率等も向上させていくことが重要になります。 B：農地集積率などの向上に向けて、どのような取組が求められているのでしょうか。 A：2023年4月に施行した改正農業経営基盤強化促進法では、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとしています。 B：地域計画の策定には、これから農業を担う人たちをはじめ、地域の農業関係者が一体となって話し合いをすることが重要になりますね。こうした取組を進めるために、どのような取組をしているのでしょうか。 A：農林水産省では、地域計画の策定に向け、市町村等による協議の実施・とりまとめの取組に加え、目標地図の作成の取組を支援することとしています。 A：続いて、トピックス2の「『物流 2024 年問題』への対応を推進」について解説します。2024 年度からトラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない、「物流の 2024 年問題」が懸念されています。 B：物流は農林水産業や食品産業をはじめとする経済活動や国民生活を支える重要な社会インフラですね。 A：農林水産物・食品の流通については、その9割以上をトラック輸送に依存しています。産地が消費地から遠く、長距離輸送が多いことや、積み下ろしで人手が必要な作業が多いこと、卸売市場や物流センターでの待ち時間が長いといった課題を抱えています。 B：農林水産省ではどのような取組をしているのでしょうか。 A：中継輸送による長距離輸送の削減、標準仕様のパレットやトラック予約システムの導入による待ち時間や荷役（にやく）時間の削減、共同輸送による積載効率の向上、鉄道や船舶へのモーダルシフトによるトラック輸送への依存度の軽減を進めることにより、物流の確保に取り組んでいます。
--	--

◆第1階層 トピックス3： 「農林水産物・食品の輸出を促進」	A：次に、トピックス3「農林水産物・食品の輸出を促進」について紹介します。2023年の農林水産物・食品の輸出額は、世界中で外での飲食機会が増えたことや、円安も相まって、過去最高の1兆4541億円となりました。国・地域別では、輸出額が高い方から中国、香港、米国、台湾、韓国の順となっています。 B：輸出の拡大は、なぜ重要なのでしょうか？ A：農林水産物・食品の輸出を拡大していくことは、国内の食市場の規模が縮小する中、国内の生産基盤を維持・拡大するためには、今後大きく拡大すると見込まれる世界の食市場を取り込むことが不可欠です。くわえて、国内仕向けを上回る単価での販売による生産者の所得向上や海外需要拡大による国内価格の下支え等にもつながっていると考えられます。 B：輸出額に目標はあるのでしょうか？ A：輸出の目標については、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を掲げています。 B：その目標の達成に向けて、どのように取り組んでいくのですか。 A：品目団体を中核としたオールジャパンでの輸出促進、輸出支援プラットフォームによる海外現地での支援、大ロット輸出に向けたモデル産地の形成、知的財産の保護・活用等の取組を推進しています。 B：ところで、2023年度は、東京電力福島第一原発の^{アルプス}A L P S処理水の放出によって、どのような影響があったのでしょうか。 A：東京電力ホールディングス株式会社では、トリチウム以外の放射性物質について、安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化处理したA L P S処理水を2023年8月から海洋への放出を開始しました。これに伴い、従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて、中国、ロシア、香港及びマカオは日本産水産物等の輸入停止を行いました。 B：輸入停止措置に対し、どのような対応を行ったのでしょうか。
---	---

◆第1階層 トピックス4： 「農業分野におけるカーボン・クレジットの取組拡大を推進」	A：国際的な議論の場において、科学的根拠に基づかない規制の即時撤廃に向けた働きかけを行っています。また、輸入停止により影響を受けている水産物の輸出先の転換に向けた対策として、輸出先の多角化に取り組んでいます B：こうした取組を推し進めて、輸出拡大を後押しすることが大切ですね。 A：続いて、トピックス4の「農業分野におけるカーボン・クレジットの取組拡大を推進」について紹介します。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に向けた取組を促進し、クリーンエネルギー中心の構造へと転換するグリーントランスフォーメーションを加速していくことが重要です。農業分野においては、森林、農地、家畜等の自然由来の温室効果ガスの排出削減・吸収に資する取組の後押しとして、カーボン・クレジットの取組拡大等を推進しています。 B：カーボン・クレジットとは具体的にどのような内容なのでしょうか。 A：国内で取り組まれている「J-クレジット制度」は、農林漁業者等が温室効果ガスの排出削減・吸収の取組による温室効果ガスの削減量をクレジット化して売却することで収入を得ることができるもので、経済産業省、環境省、農林水産省の3省により運営されています。 B：農業分野ではどのような取組が行われているのでしょうか。 A：例えば、水稻の栽培期間中、穂が出る前に水田の水を抜いて乾かすことで、成長を制御する中干し作業は、刈取り時期の作業性の向上に加えて、有害ガスであり、温室効果ガスの一つにもなっているメタンガスの排出削減につながります。こうした「水稻栽培における中干し期間の延長」など6つの技術が農業分野で承認されています。
◆第1階層 トピックス5： 「スマート農業技術の導入による生産性の高い農業を	A：続いて、トピックス5の「スマート農業技術の導入による生産性の高い農業を推進」について紹介します。 B：スマート農業については、実証プロジェクトが行われてきましたが、どのようなことが分かってきたのでしょうか。

推進」	A : 2019 年度から実施してきたスマート農業実証プロジェクトでは、スマート農業は、大規模法人だけでなく、中小・家族経営にとっても、現場の課題解決に役立つ一方、スマート農業機械の導入コストが課題となることから、農業支援サービス事業体の活用が有効であることが明らかになりました。 B : 具体的にどのような技術があるのでしょうか。 A : 例えば、水田の泥をかき混ぜて雑草の生長を抑制し、除草剤の使用を削減するアイガモロボットや、ドローンによる農薬のピンポイント散布、土壌センシングデータに基づく肥料の量の自動制御といった環境負荷低減に資するものや、果樹園での電動アシストスーツの導入による収穫物の持ち上げや運搬作業の軽労化などの事例が見られています。
◆第 1 階層 トピックス 6 : 「農業と福祉 の課題を解決 する『農福連 携』を推進」	A : 続いて、トピックス 6「農業と福祉の課題を解決する『農福連携』を推進」について紹介します。「農福連携」は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。近年、農業分野での労働力確保が課題となる中で、農福連携の取組が盛んになっています。 B : 農福連携の取組はどれくらい拡大しているのでしょうか。 A : 2022 年度の調査によると、農福連携に取り組む主体数は 6343 主体となり、2019 年度からの 3 年間で 2000 主体以上増加しています。農福連携に取り組む障害者就労施設の中には、認定農業者として地域農業の担い手となったり、農産物の加工・販売、レストランの運営等を行うところもあります。 B : 地域農業の維持や農村の活性化の観点からも重要な取組ですね。
◆第 1 階層 トピックス 7 : 「令和 6 年能 登半島地震 への対応を推 進」	A : 続いて、トピックス 7「令和 6 年能登半島地震への対応を推進」について紹介します。2024 年 1 月に石川県能登地方で発生した地震は、石川県を中心に、人的被害のほか、農作物や農地・農業用施設等に大きな被害をもたらしました。政府は、発災直後から、救命活動、搜索活動、緊急車両の通行のために救助・救援ルートを確保するための道路の啓開や物資の支援等を行ってきました。 B : 農林水産省ではどのような取組を行っているのでしょうか。

	A：被災された農林漁業者の皆さんが一日も早いなりわいの再建に取り組めるよう、災害復旧事業の促進、農業用機械や農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕への支援、被災農業法人等の雇用の維持のための支援などを実施しています。被災者の生活となりわいの再建支援に全力で取り組むこととしています。 A：トピックスの紹介は以上となります。 B：ありがとうございました。
◆第1階層 【第1章】	【第1章】 A：「トピックス」に続いて、第1章では「食料安全保障の確保」について紹介します。この章では、食料自給率や食品産業の役割、食育、食の安全確保などについて紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第2階層 食料自給率	A：まず、食料自給率について紹介します。2022年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、前年度と同じ38%。生産額ベースの総合食料自給率は、前年度から5ポイント低下し58%となりました。 B：同じ自給率でも、横ばい、減少と異なるのは、どのような理由によるものですか。 A：供給熱量ベースの総合食料自給率は、前年度豊作だった小麦が平年並みの単収に減少したことや、魚介類の生産量が減少したこと、油脂類の消費が減少したことなどから前年度と同じになりました。また、生産額ベースの総合食料自給率は、輸入する穀物や農業生産資材などの価格上昇など、総じて輸入価格が上昇したことなどから前年度に比べ低下しました。 B：食料自給率の向上に向けて、どのような取組が行われているのでしょうか。 A：「食料・農業・農村基本計画」においては、総合食料自給率について、2030年度を目標年度として、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで75%に向上させる目標を定めています。この目標の達成に向け、国内農業の生産基盤強化を図るとともに、今

◆第2階層 フェアプライス プロジェクト	後も拡大が見込まれる加工・業務用需要や海外需要に対応した生産を進めています。また、食育や地産地消等、消費面での取組も進めています。 B：食料や農業生産資材の輸入価格の上昇は、食料消費の面で、どのような影響を及ぼしているでしょうか。 A：食料の消費者物価指数は上昇傾向で推移しています。食料品の価格上昇は消費者の購買行動にも変化をもたらしています。 B：具体的には、どのような変化があったのでしょうか。 A：内閣府が2023年に実施した世論調査によると、「価格の安いものに切り替えた」と回答した人が約6割、次いで「外食の機会を減らした」が約4割となっています。食料品には、購入頻度の高い品目が多く、消費者が生活の中でその価格変化に直面しやすい商品であることから、価格高騰が食料消費に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。 B：農業生産資材や食料品の価格高騰が続く中、原材料となる農産物を供給する農業者、加工や販売を行う食品関連事業者はどのように対応されていますか。 A：農産物の価格は、品目ごとにそれぞれの需給事情や品質評価に応じて形成されますが、流通段階での価格競争の厳しさなど様々な要因で、農業生産資材等のコスト上昇分を適切に取引価格に反映することが難しい状況にあります。こうした経営コストの増加を最終製品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、事業継続、ひいては食料安定供給の基盤自体を弱体化させかねません。 B：消費者の理解も重要になりますね。 A：食料システム全体で、合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みづくりに向けて環境整備を進めていくことが必要です。 B：具体的にどのような取組が行われているのでしょうか。 A：政府全体としては、コスト上昇分を適切に転嫁されているか等を把握できるための調査
-------------------------------------	--

◆第2階層 食品産業	を実施するなど、価格転嫁できる環境整備に取り組んでいます。このほか、農林水産省では、2023年7月に「フェアプライスプロジェクト」を立ち上げ、農林水産業の現状や今後の我が国の食の未来について考え、合理的な価格の形成による持続可能な食料供給の実現に向けた理解と共感を深めることを狙いとした広報活動がおこなわれています。 さらに、生産、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性を確保するため、農林水産省では、2023年8月に、「適正な価格形成に関する協議会」を設置しました。同協議会では、関係者の合意の下でコスト指標を作成し、これをベースに流通、加工、小売等の各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引実態等を踏まえて、適正取引を推進するための仕組みを構築することとしています。 B：どのような品目を対象に検討が進められているのでしょうか。 A：2023年度は、まず「飲用牛乳」と「豆腐・納豆」を対象として、実務に精通した取引担当者等によるワーキンググループで検討を進めるとともに、その他の品目についても、コストデータの把握・収集、価格交渉や契約においてどのような課題があるか等について検討を進めています。 B：持続可能な食料供給のために、食品産業は重要な役割を担っていますね。 A：食品産業は、農業と消費者との間に位置し、食料の安定供給を担うとともに、消費者ニーズを生産者に伝達するなど、重要な役割を担っています。 2022年の食品産業の国内生産額は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ外食支出が回復しつつあることなどから、前年に比べ4兆5千億円増加し、96兆1千億円となりました。 B：食品産業の国内生産額は増加したのですね。食品産業ではどのような取組が進められていますか？ A：食品産業分野では、フードテックを活用した、新たなビジネスの創出への関心が高まっています。フードテックとは、生産から流通・加工、外食、消費などへとつながる、食に関する新しい技術やその技術を活用したビジネスモデルのことで、わが国では、例えば大豆ミートや調理ロボット、昆虫を活用した飼料・肥料の生産などの分野で、スタートアップ企業等が事業展開、研究開発を行っており、2023年2月には、「フードテック推進ビジョ
-----------------------	---

◆第2階層 消費者と食 (食育)	ン」が策定されました。 また、食品流通の合理化の取組も進められています。トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されることに伴う、いわゆる「物流の 2024 年問題」に対応するため、農林水産省では、トラックドライバーの拘束時間縮減のため、パレットを用いた輸送への切替えなど荷積みの効率化を進めているほか、ICT や AI を活用した検品作業などの省力化・自動化を推進しています。 B : 先程の、合理的な価格形成のように、生産から、流通、加工、小売の各段階での取組に加えて、消費者が「食」や「農」を知り、触れる機会の拡大を図っていくことも重要ですね。 A : 食事や食料の「食」と、教育の「育」を合わせた言葉である「食育」という言葉がありますが、農林水産省では、第 4 次食育推進基本計画に基づき、「第 18 回食育推進全国大会 in とやま」を開催、また「全国食育推進ネットワーク」の運営などの取組を展開しています。 B : 食育のほかにどのような取組が行われているのでしょうか。 A : 地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取組や、食と農のつながりを深めるために、特に 1990 年代後半から 2000 年代生まれの「Z 世代」を重点ターゲットとして、民間部門とともに食と農の魅力を発信する「ニッポンフードシフト」などにも取り組んでいます。 B : 食品の安全確保や消費者の信頼確保のための取組についても重要ですね。 A : 2023 年の食中毒の発生件数は、1,021 件となり、過去 3 年と比較して増加しました。農林水産省は、最新の科学的知見や国際的な動向などを考慮し、食品の安全確保に取り組むとともに、食品安全に関する情報発信などを推進しています。 また、消費者の信頼確保のためには、食品の名称や原材料、製造者や期限などを表示した食品表示も重要です。遺伝子組換え食品表示制度については、「遺伝子組換えでない」等の表示ができるのは、混入がないことが科学的に検証できる場合に限定する旨の制度が 2023 年 4 月に施行されました。 第 1 章の紹介は以上となります。
---------------------------------	--

◆第 1 階層 【第 2 章】 ◆第 2 階層 環境負荷低減	B : ありがとうございました。 【第 2 章】 A : 第 2 章では「環境と調和のとれた食料システムの確立」について紹介します。この章では、環境負荷低減に向けた取組や、気候変動への対応、持続可能な食品産業の推進に向けた取組や消費者への理解醸成を図る取組などについて紹介します。 B : よろしくお願ひします。 A : 2015 年に SDG s（エス・ディー・ジー・ズ）、持続可能な開発目標が国連で採択されたことなど、環境を重視する動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつあり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応する必要があります。 B : これまでどのように対応してきましたか。 A : 農林水産省は、2021 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、さらに、2022 年 7 月には「みどりの食料システム法」が施行されました。みどりの食料システム戦略は、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針です。2050 年までに目指す姿として、農林水産業の C O 2（シー・オーツー）ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量の 50%低減、耕地面積に占める有機農業の取組の割合を 25%に拡大といった 14 の数値目標を掲げています。 また、みどりの食料システム法では、環境負荷低減に取り組む生産者の活動や環境負荷低減活動を支える事業者の取組を認定し、税制面や融資面において支援措置を講じています。 B : 環境に配慮した生産について、有機農業についてはいかがでしょうか。 A : 世界の有機農業の取組面積は、過去 15 年間で約 3 倍に拡大しています。日本でも、有機農業の取組面積は、10 年前に比べて、1.4 倍に拡大しています。有機農業の拡大に向けた現場での取組を支援しています。 また、市町村が主体となり、生産から消費まで一貫した取組により有機農業拡大に取り組むモデル産地である「オーガニックビレッジ」については、2024 年 1 月末時点で、93
--	--

◆第2階層 気候変動への対応	市町村において取組が開始されています。 B：環境に配慮した生産体系に取り組む地域が増えているんですね。それでは、気候変動対策についてはどのような取組が行われているのでしょうか。 A：農林水産分野での気候変動に対する緩和策・適応策を推進しています。 緩和策については、農業由来の温室効果ガス排出削減に向け、施設園芸や農業機械の省エネルギー化や、農地土壌から排出されるメタン等削減のため、水稻栽培における中干し期間の延長などの栽培技術体系への転換を支援しています。畜産分野では、家畜排せつ物の管理や家畜の消化管内発酵に由来するメタン等の排出削減技術の開発・普及を進めています。 適応策については、高温耐性品種の導入など、気候変動の影響に適応するための品種・技術の開発・普及を推進しています。 B：地球温暖化の防止の観点からも、地域の資源を活かした取組は重要になりますね。 A：循環型社会の形成や農山漁村の活性化という視点から、地域に存在するバイオマスを製品やエネルギーとして利用し、より経済的な価値を生み出す高度利用を推進しています。また、温室効果ガス排出削減のため、再生可能エネルギーの利活用を進めることが重要です。
◆第2階層 持続可能な食品産業の推進	B：生産サイドの取組に加え、流通や小売、外食など、フードチェーンをつなぐ食品産業の取組も重要ですね。 A：食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減するなど、環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められています。こうした活動への理解を求め、環境や持続可能性に配慮した消費行動への変化を促していくことも大事です。
◆第2階層 消費者への理解醸成	B：消費者の意識についてはいかがでしょうか。 A：国際的に、SDGs等の持続可能性について関心が高まっている中で、諸外国と比較すると、消費者の持続可能性に対する意識や行動が低調な状況にあります。社会や環境に配慮してつくられた商品を購入すると回答した消費者の割合は、日本は7%と、

	米国、英国、中国の 2～3 割と比較して低い水準となっています。一方、環境に配慮した生産方法で生産された農産物への価格許容度については、「価格が高くても購入する」としている人が 6 割以上になっています。 B：環境負荷低減の取組を可視化して、環境や持続可能性に配慮した消費行動を促していくことが重要ですね。 A：農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、農産物の生産段階における温室効果ガスの排出量について、通常の栽培方法と比べて、温室効果ガスの排出削減の度合いを星の数で表示する「見える化」の取組を推進しています。2024 年 3 月にはラベルのデザインが決まり、米や野菜等 23 品目で取組が行われています。 第 2 章については、以上となります。 B：ありがとうございました。
◆第 1 階層 【第 3 章】	【第 3 章】 A：第 3 章では「農業の持続的な発展」について紹介します。この章では、農業生産の動向や、担い手・農地の確保、農業生産基盤整備などについて紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第 2 階層 農業生産の動向	A：まず、農業生産の動向について紹介します。2022 年の農業総産出額は、前年に比べ 1.8%増加し 9.0 兆円となりました。 B：農業生産額の増加はどのような理由によるものですか。 A：米や野菜、豚や鶏の価格が上昇したことから前年に比べ増加しました。 B：都道府県別の農業総産出額はどうなっていますか？ A：都道府県別では、1 位は北海道で 1 兆 2 千 9 百億円、2 位は鹿児島県で 5 千百億円、3 位は茨城県で 4 千 4 百億円でした。

◆第2階層 畜産経営の 状況	B：畜産経営の状況は、どのようになっていますか？ A：我が国の畜産経営は、家畜のエサなどの生産コストの増加に加え、物価高騰に伴って牛肉の消費が減退しており、それにより肥育農家の子牛の導入意欲が低下したことを受け、黒毛和牛の子牛の取引価格は、2023年10月には、1頭当たり50万円まで下落しました。その結果、黒毛和牛の子牛の全国平均の売買価格が補償基準価格を下回り、肉用子牛生産者補給金が21年ぶりに発動しました。 B：畜産経営についてはどのような支援が行われているのですか？ A：農林水産省では、和牛子牛生産者向けの繁殖経営を下支えするとともに、成長が良く肉質に優れた若い繁殖^{めすうし}雌牛への転換を支援しています。
◆第2階層 主食用米の 生産動向	B：主食用米の生産は、どのような状況ですか。 A：2023年産の主食用米の生産量は前年比で1.4%減少の661万tとなりました。主食用米の需要量が減少する中で、農林水産省では、消費者のニーズに対応した生産を行うため、産地・生産者と実需者が結び付いた事前契約や、複数年契約による安定取引、^{こめこようまい}米粉用米などへの作付転換への支援、都道府県別の販売進捗や在庫・価格などの情報提供を実施しています。 B：主食用米から米粉用米などへの転換を進めているのですね。一方、麦・大豆などの国産需要が高まる畑作物の生産はどのような状況ですか？ A：2023年産の小麦の作付面積は前年比で1.9%増加の23万2千haとなっています。また、2023年産の大豆の作付面積は前年比で2.0%増加の15万5千haとなっています。 農林水産省では、作付けの団地化や営農技術の導入への支援などによる、生産体制の強化や生産の効率化などを推進しています。また、水田におけるブロックローテーションも活用しつつ、水田を畑地に転換する取組や畑作物の産地形成に向けた取組を支援しています。
◆第2階層	B：農業の担い手の育成や確保を図っていくことも重要ですね。

担い手の育成・確保	A：農業経営体数は減少傾向で推移しており、2023 年は前年に比べ 4.7%減少し 92 万 9 千経営体となりました。また、ふだん、仕事として主に自営農業に従事している農業者である「基幹的農業従事者」の数も減少傾向で推移しており、2023 年は 5.1% 減少し、116 万 4 千人となりました。 B：農業従事者の年齢構成はどのような状況ですか？ A：基幹的農業従事者は、65 歳以上が全体の約 7 割を占めています。また、平均年齢は 68.7 歳となっています。 農林水産省では、世代間のバランスの取れた農業構造の実現に向け、計画的な経営継承や若年層の新規就農を促進しています。 また、農業において女性が活躍できる環境整備や、農業者の老後生活の安定と農業者確保のための、農業者年金の政策支援などにも取り組んでいます。 B：地域農業を維持し、持続可能なものとしていくためには、担い手の育成・確保と併せて、中小・家族経営など多様な人材や主体の活躍も重要ですね。 A：2023 年の農業経営体に占める個人経営体の割合は 96%、経営耕地面積 1.0ha（イチヘクタール）未満の割合は 52%となっています。 B：中小・家族経営などの経営体が農業経営体の大きな割合を占めていますね。こうした経営体は地域でどのような役割を持つのでしょうか？ A：生産現場では、中小・家族経営など多様な経営体が産地単位で連携・協働して、農業生産や共同販売を行い、地域社会の維持に重要な役割を果たしています。 B：農村では、高齢化や人口減少が進行していますが、外国人材を含め、生産現場における労働力確保も重要ですね。 A：2023 年における、農業分野の外国人材の総数は、前年に比べ約 8 千人増加し、5 万 1 千人となっています。 また、全国の農業現場では、高齢者、障害者などの多様な人材を確保し、それぞれの持つ能力を活かす取組が広がっています。
-----------	---

◆第2階層 農地について	B：農業の生産基盤である、農地についてはどのような状況ですか。 A：2023年の農地面積は、前年に比べ2万8千ha減少し430万haとなりました。 農林水産省では、生産基盤である農地が最大限利用されるように、農地中間管理機構が、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、まとまった形で担い手に再配分し、農地を集積・集約化する取組を推進しています。 B：農地を集積・集約化すると、どのような効果が期待されますか？ A：農地の集積・集約化を進めることによって、作業がしやすくなり、生産コストや手間を減らすなどの効果が期待できます。 B：農業生産基盤の整備については、どのような取組が進められていますか。 A：農業の成長産業化や大規模災害時にも機能不全に陥ることがないよう、農林水産省では、ダムや用水路などの農業水利施設の戦略的な保全管理や防災・減災対策、水田の大区画化、畑地化・汎用化などの農業生産基盤整備を実施しています。 B：これまでに建設した施設の保全管理はどのように行われていますか？ A：2022年3月末時点で、ダム、取水堰等の基幹的な施設は約7,700か所、基幹的な水路は約5万2千Kmですが、このうち約半数は標準耐用年数を超過しています。このため、農林水産省では、施設のライフサイクルコスト低減の観点から、補修や補強などを計画的かつ効率的に行う、ストックマネジメントを実施しています。 また、農業用水を活用した小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、ポンプ場等の省エネルギー化、農業用ダムや水田などの持つ洪水調整機能の発揮などにも取り組んでいます。
◆第2階層 知的財産の 保護・活用について	B：農業の生産性向上の取組に加えて、農産物の付加価値向上に向けた取組も重要になりますね。 A：今後、海外市場も視野に入れた農業への転換を目指していく中で、我が国における農業の強みの源泉となっている知的財産を適切に保護・活用することが重要になっていま

	す。農林水産・食品分野における知的財産の一つに、地理的表示保護制度があります。地理的表示保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価などの特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。 地理的表示保護制度は、国による登録により、その産品の名称使用の独占が可能となり、模倣品が排除されるほか、産品の持つ品質、製法、評判などの潜在的な魅力や強みを「見える化」し、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得などを容易にするツールとして機能しています。 B：いくつかの産品が登録されているのでしょうか？ A：2023 年度は新たに 19 産品が登録され、これまで全国計 145 産品が登録されました。 また、知的財産の保護・活用については、地理的表示保護制度のほかにも、海外への品種登録や海外におけるライセンス収入を品種開発投資に還元するための取組、技術・ノウハウなどの営業秘密を保護する枠組みを活用できるよう、その管理方法等を整理したガイドラインの導入・活用の促進などに取り組んでいます。 第 3 章の解説は以上となります。 B：ありがとうございました。
◆第 1 階層 【第 4 章】	【第 4 章】 A：第 4 章では「農村の振興」について紹介します。この章では、農村人口の動向や、移住促進、農福連携、鳥獣被害対策などについて紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第 2 階層 農村人口の 動向	A：まず、農村人口の動向について紹介します。 都市では総人口が僅かではあるものの増加している一方で、農村では減少が続いています。また総人口のうちの 65 歳以上の割合は、農村では 35%であり、都市の 25%よりも高くなっています。 B：農村では、高齢化と人口減少が並行して進んでいるんですね。

◆第2階層 中山間地農業	A：一方で、内閣府が 2023 年に実施した世論調査によると、5 年前と比較して、農村地域への関心が高まったと回答した人は 32.7%となっています。また、地方暮らしや ユ-アイジュー UIJ ターンを希望する人のための移住相談件数は、近年増加傾向で推移しています。 B：地方移住への関心が高いですね。 A：こうした地方移住や交流への関心を有する人々から、将来の農村の活動を支える主体となり得る人材の確保を図るため、農林水産省のほか、関係府省では、様々な地方移住促進施策を実施しています。 B：ちゅうさんかんちいき中山間地域の農業は、どのような状況となっていますか。 A：中山間地域は中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指し、農業経営体数、農地面積、農業産出額では、いずれも全国の約 4 割を占めています。 B：中山間地域は我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮のうえでも重要な役割を担っていますね。 A：一方で、中山間地域には傾斜地が多く存在し、規模拡大などによる生産性の向上が平地に比べて難しく、さらに鳥獣被害の発生、高齢化・人口減少、担い手不足など、厳しい状況に置かれています。 こうしたことから、農林水産省では、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための中山間地域等直接支払制度による支援などを実施しています。
◆第2階層 都市農業	B：都市農業についてはどのような状況でしょうか。 A：都市農業は、都市という消費地に近接する特徴から、新鮮な農産物の供給や農業体験、災害時の避難場所の提供など重要な役割を担っています。 都市農業が主に行われている市街化区域内の農地面積は一貫して減少していますが、良好な都市環境の形成に効用があり計画的保全が図られている生産緑地地区の農地面積はほぼ横ばいで推移しており、2022 年時点で 1.2 万 ha となっています。

◆第2階層 農村における 所得と雇用 機会の確保	B：農村では、所得と雇用の機会の確保が重要となっていますね。 A：農山漁村を次の世代に継承してくためには、所得と雇用機会の確保を図ることが重要です。 農林水産省では、農業以外の所得と合わせて一定の所得を確保できるよう、従来の生産、加工、販売といった6次産業化の取組を発展させ、地域資源を活用し、他分野と組み合わせて新事業や付加価値を生み出す「農山漁村発イノベーション」の取組や、地域の課題に対してビジネスの手法を確立するための支援などを行っています。 B：さまざまな資源と分野、主体で新たな事業を創り出していこうとしているんですね。 A：このほかにも、農村型滞在旅行である「農泊^{のうはく}」も推進しています。農泊地域の延べ宿泊者数は、2018年度には366万人泊でしたが、2022年度には611万人泊となっています。
◆第2階層 農村に人が 住み続けるた めの条件整備	B：農村に人が住み続けるための条件を整備していくことも重要です。 A：農村では、高齢化や人口減少により、農地の保全や買い物・子育て等の集落の維持に必要不可欠な機能が弱体化する地域の増加が懸念されています。 集落の総戸数が9戸以下になると、農地の保全などを含む、集落活動の実施率が低下すると言われていますが、総戸数が9戸以下の農業集落の割合は、2010年から2020年にかけて、1.2ポイント上昇し、7.8%となるなど、集落の小規模化が進行しています。 B：集落機能の低下に対し、どのような対策が考えられますか？ A：一つには、集落同士の広域的な連携が挙げられます。こうした取組は全国的に拡大しています。また、農業を核とした活動と併せて、複数の集落機能を補完し、生活支援などの地域コミュニティの維持を図るための組織である、「農村型地域運営組織」の形成も重要です。 農林水産省では、「農村^{アールエムオー}RMO」とも呼ぶ、この農村型地域運営組織を2026年度までに100地区で形成する目標に向けて、計画の作成や実証事業等への支援のほか、地方公共団体や農協、NPO法人等から構成される都道府県単位の支援チーム

◆第2階層 鳥獣被害対策とジビエの活用	や全国プラットフォームの構築を支援し、農村 RMO の形成を後押ししています。 B：鳥獣被害対策も重要ですね。 A：野生の鳥や獣による農作物被害は、耕作放棄や農業をやめる要因になるなど、農山村に深刻な影響を及ぼしています。 野生鳥獣による農作物被害額は 2010 年度には 239 億円に達していましたが、以後減少傾向で推移し、2022 年度は 156 億円となりました。 B：農作物被害額は減少傾向で推移しているのですね。どのような理由によるものですか？ A：捕獲などの対策の効果が現れてきた、イノシシによる被害の減少などが寄与しています。ただし、被害は一時に比べ減少したものの、継続して発生している状況にあります。その背景としては、野生鳥獣の生息域の拡大や、過疎化・高齢化による荒廃農地の増加などが影響していると考えられます。 鳥獣被害の対策には、捕獲による個体数管理、柵の設置などの侵入防止対策、藪の刈払いなどによる生息環境管理を地域ぐるみで実施することが重要です。 B：野生鳥獣を地域資源として利用していくことも重要ですね。 A：食材となる野生鳥獣肉のことを、フランス語でジビエといいます。害獣とされてきた野生動物を地域資源に変えるジビエ利活用の取組が拡大しており、2022 年度のジビエ利用量は、前年度に比べ 2%減少し、2,085t となりました。
◆第2階層 農村を支える活力の創出	B：農村を支える活力の創出についても重要ですね。 A：持続可能な農村を形成していくためには、地域づくりを担う人材の養成に加えて、都市住民も含めて人材の裾野を拡大するなど、「農村関係人口」の創出・拡大や関係を深めていくことが必要です。 関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、その地域や地域の人々と継続的に多様に関わる人のことをいいます。 農林水産省では、農村への関心や関与の強弱、その対象となる人に応じて、「農村に触れる機会」や「農村での仕事に関わる機会」、「生活の拠点を移す機会」などを創出

◆第2階層 多面的機能	する取組を進めています。 B：農業・農村の持つ多面的機能についても重要ですね。 A：「多面的機能」は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎをもたらす機能などがあり、農村で農業生産活動が行われることにより生まれる様々な機能のことです。 国民の大切な財産である多面的機能が適切に発揮されるよう、地域の共同活動や農業生産活動の継続とともに、国民の理解の促進を図っていくことが重要です。 B：多面的機能の維持・発揮を図るための施策にはどのようなものがありますか？ A：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、「日本型直接支払制度」が実施されています。この制度は、「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」、「環境保全型農業直接支払制度」の三つから構成されています A：第4章の解説は以上となります。 B：ありがとうございました。
◆第1階層 【第5章】	【第5章】 A：続いて、第5章では、「災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等」について紹介します。 B：よろしくお願いします。
◆第2階層 東日本大震災からの復旧・復興	A：まず、東日本大震災からの復旧・復興について紹介します。2011年に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県の3県を中心とした東日本の広い地域に、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を含む甚大な被害が生じました。政府は、2021年度から2025年度までの5年間を「第2期復興・創成期間」と位置付け、被災地の復興に向けて取り組んでいます。 B：東日本大震災による被害額はどの程度ですか？

◆第2階層 大規模自然 災害からの復 旧・復興	A：東日本大震災による農業関係の被害額は9,644億円、農林水産関係の合計では2兆4,436億円です。
	B：復旧はどの程度進んでいますか？
	A：これまでの復旧に向けた取組の結果、地震・津波災害からの復旧対象農地1万9,640haのうち、2024年3月末時点で96%に当たる1万8,870haの農地で営農再開が可能となりました。
	B：原子力災害からの復旧・復興はどのような状況ですか？
	A：原子力被災12市町村における営農再開農地面積は、2022年度末時点で前年度に比べ645ha増加し8,015haとなっています。 しかし、帰還困難区域がある市町村の営農再開には遅れが見られます。2022年の福島県全体の農業産出額は震災前の約8割まで回復している一方、原子力被災12市町村の農業産出額は被災前の約4割の回復にとどまっています。
	B：風評の払拭に向け、どのような取組が進められていますか？
	A：風評に関する消費者意識の実態調査では、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は減少傾向で推移し、2024年は4.9%となりました。福島県の農林水産業の復興に向けて、福島ならではのブランドの確立と産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進など、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を実施しています。
	B：2023年度発生の大規模自然災害について、その復旧・復興はどのような状況ですか。
	A：近年は地震や大雨など、毎年のように日本各地で大規模な自然災害が発生しており、農作物や農地・農業用施設などに甚大な被害が発生しています。 2023年においては、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号」、「令和5年6月29日から大雨」、「令和5年7月15日から大雨」、「令和5年台風第7号」等により、広範囲で被害が発生し、その他の災害も含め、農林水産関係の被害額は2024年3月末時点で2,358億円となりました。

B：被災した農業者に対して、どのような支援が行われたのでしょうか？

A：^{げきじんさいがい}激甚災害指定により、農地・農業用施設などの災害復旧事業について地方公共団体や被災農業者などの負担の軽減が図られました。

B：防災・減災、国土強靱化はどのような取組が行われていますか。

A：農業・農村分野では、2020年に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づいた取組を推進しています。

農業者自身が行う自然災害への備えとしては、農業保険等への加入や災害時の事業継続計画である、農業版BCPの普及推進などを行っています。

また、家庭においては、食料や飲料水等の備蓄が重要です。2023年3月の調査では、約4割の家庭が、「食品の備蓄は行っていない」と回答しており、農林水産省では、企業や地方公共団体、教育機関等と連携しながら、食品の家庭備蓄の定着等に向けた普及啓発を行っています。

A：第5章の解説は以上となります。

B：ありがとうございました。

以上で、「令和5年度食料・農業・農村白書」の紹介を終わります。

白書に関するご質問については、農林水産省大臣官房広報評価課情報分析室、電話03-3501-3883までお問い合わせください。